

令和 8 年 7 月 5 日

長崎県知事 様

変更承認申請を行う場合は、様式第2号及び2の別表の修正・提出が必要です

事業完了よりも前の日付にしてください。

なお、補助金額に変更が生じない以下の場合、変更申請の提出は不要です
・補助目的の達成に何ら支障がないと認められる経費の配分の変更で、補助事業に要する経費の配分のうち、補助事業区分間の配分額の20パーセント以内の金額の変更をしようとする場合
・補助事業の実施期間内（令和9年1月6日まで）の事業期間の延長

3-1

雇用

氏名 雇用 太郎

長崎県魅力ある職場づくり推進補助金に係る
補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書

令和 8 年 7 月 1 日 付け長崎県指令 XXX 第 XXXX 号をもって交付決定の通知があった
上記の補助事業（内容、の経費の配分）を下記のとおり変更したいので、長崎県補助金等交付規則
（昭和40年長崎県規則第16号）第11条第2項第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

①工場における空調設備について、施工前の現地確認の結果、既存配管の劣化が判明し、当初想定していなかった配管交換工事が必要となったため、工事費が増額となった。
また、③採用ホームページ作成については、見積精査の結果、初期仕様を見直し、必要機能を精査したことにより、制作費を削減することが可能となった。
なお、②就業規則作成委託については変更はない。
これらの変更はいずれも、職場環境改善および人材確保という事業目的の範囲内での合理的な見直しであり、事業の目的に変更はない。

2 変更の内容

(1) 事業内容

（変更前）

- ①工場における空調設備整備
- ②就業規則作成支援委託
- ③採用ホームページ作成

（変更後）

- ①工場における空調設備整備（配管交換工事を追加）
- ②就業規則作成支援委託（変更なし）
- ③採用ホームページ作成（仕様見直しによる機能縮減）

変更申請を行う理由と内容を具体的に記載してください。

(2) 経費の配分

別紙のとおり

発行責任者及び担当者

発行責任者	雇用 太郎	（連絡先	095-000-0000	）
発行担当者	労働 次郎	（連絡先	095-000-0000	）

※発行責任者は、代表取締役、支店長、営業所長等の、社内において権限の委任を受けた役職者
発行担当者は、本申請に関する事務を担当する者としてください。

(別紙)

(単位：円)

分類	経費区分	補助対象経費 (変更前) (税抜)	補助対象経費(A) (変更後) (税抜)	補助金交付申請額 (税抜) (A)×2/3以内 (千円未満は切捨て)	備考
①	備品費				
	工事費	1,000,000	1,100,000		配管交換工事追加
	借料				
	その他				
	小計	1,000,000	1,100,000		
②	委託料	200,000	200,000		
	報償費				
	その他				
	小計	200,000	200,000		
③	委託料				
	報償費				
	広報費	300,000	100,000		仕様見直し
	就職イベント参加費				
	その他				
	小計	300,000	100,000		
	合 計	1,500,000	1,400,000	933,000	

※1 「分類」については以下のとおりです。(実施要綱別表1に記載のとおり)

①職場環境改善に関するハード経費

②職場環境改善に関するソフト経費

③発信強化経費

※2 該当する「補助対象経費区分」の欄に記載してください。

※3 経費の内容が分かる資料(見積書、カタログ、数量等)を添付してください。

※4 補助金交付申請額は補助対象経費(A)(税抜)の合計に2/3を掛け、千円未満を切り捨てて算出してください。
交付決定額を超える場合は、交付決定額が申請額となります。

※5 ②、③の小計額の合計が①の小計を超えることは不可とします。